

<報告事項>

予防行政におけるデジタル化の取組状況について

令和6年6月21日
消防庁予防課

1. 点検のデジタル化について

2. 申請のオンライン化について

3. 講習のオンライン化について

4. 免状のデジタル化について

点検要領（通知）の改正

政府の規制改革実施計画などにおいて、**現行の点検方法の技術代替が可能な場合には、規制上明確化することとされたことを踏まえ、令和5年度予防行政のあり方に関する検討会において検討を行い、消防用設備等点検、防火対象物点検、防災管理対象物点検についての点検要領（点検方法を定めた通知）を令和5年10月に改正した（令和5年10月6日付け消防予第568号）。**

デジタル化の進展に伴い、点検方法に係る多様な技術が今後も生み出されることが想定されることから、**新たな技術が開発される度に個別に点検要領を改正するのではなく、現行の点検方法と同等の効果があるものについては、当該点検方法に代えて新たな点検技術を柔軟に取り入れられるように見直しを行ったもの。**

※ 追加規定を赤字で表示

点検要領（消防用設備等点検）

点検要領は、次のとおりとする。

なお、点検要領に掲げる点検方法については、標準的な手順、確認手段等を示したものであり、これと同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術等を用いた点検方法によることができるものである。

点検要領（防火対象物点検・防災管理対象物点検）

第1 一般的留意事項

1 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。

なお、立会いについては現地に臨場することに限るものではなく、コミュニケーションツール等の利用による遠隔地からの立会いも許容されること。

2 各種届出書の写し、消防計画、防火管理維持台帳等の書類により確認することとされている点検方法については、紙媒体の書類に限るものではなく、電磁的記録による確認も許容されること。

3 目視又は聴取により確認することとされている点検方法については、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法も許容されること。

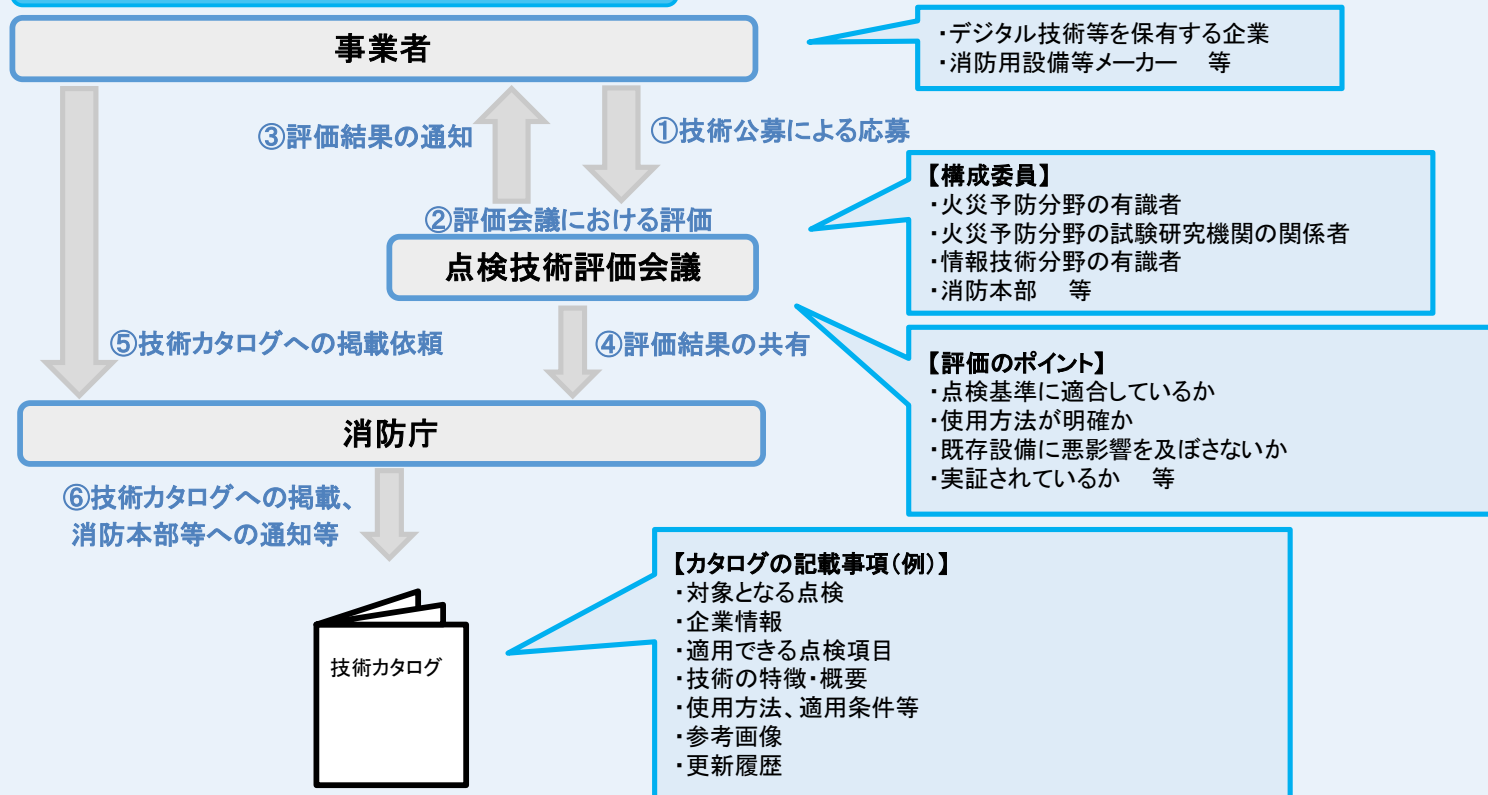
公募技術のカatalog化

令和5年度、各種点検に係る新たな技術を公募し、学識経験者等で構成された「火災予防分野における点検技術評価会議」を令和6年3月25日に開催し、点検基準に対する適合性の評価を実施した。

当該会議において点検基準に適合し現行の点検方法に代えられると認められた技術については、今後、新たな点検方法として位置づけ、技術カatalogに掲載していく予定。

今後も随時新たな技術を取り入れるため、継続的に同会議において公募技術の評価を実施し、技術カatalogを追加更新していく。

技術カatalog掲載までの流れ（イメージ）



1. 点検のデジタル化について
 - 2. 申請のオンライン化について**
 3. 講習のオンライン化について
 4. 免状のデジタル化について
-

予防行政における各種手続の電子申請等の推進

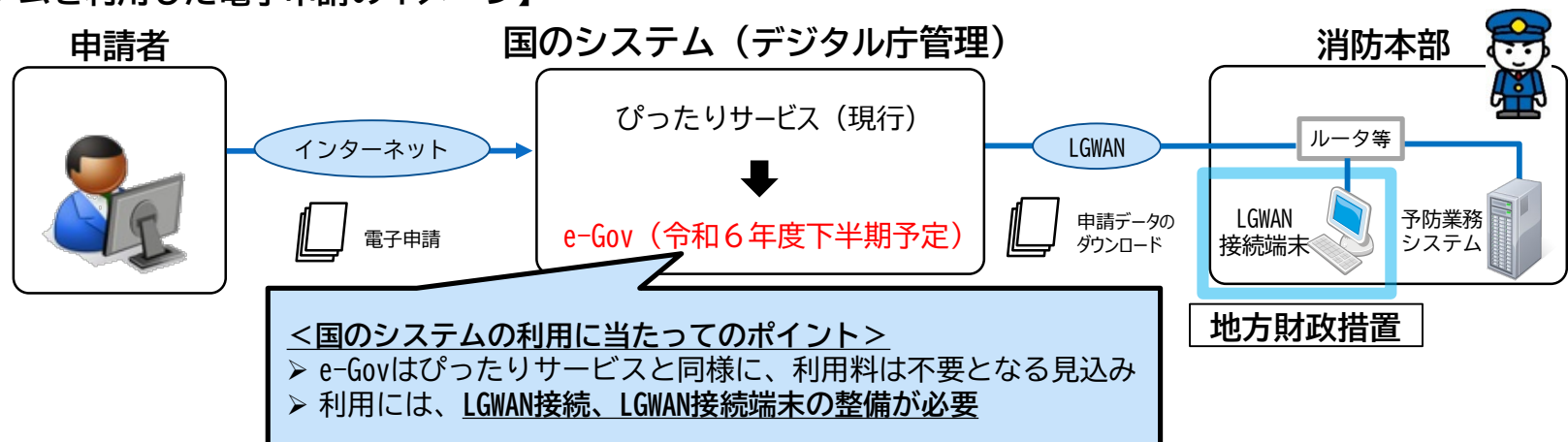
- 消防法令（火災予防、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野）における各種手続について、申請者等の利便性向上の観点から、消防本部における電子申請等の開始が重要
- 消防庁では、消防本部における早期の電子申請等の導入を促進するために、次の取組を実施
 - ・ 消防本部が、国のシステムを使って電子申請を行うことができるよう、あらかじめ国のシステムに手続情報や入力フォームを登録
 - ・ 消防本部等において電子申請等を受け付けるために必要となるLGWAN接続端末の整備等に要する費用に対する地方財政措置

【火災予防分野における電子申請等の導入状況】

	導入済	導入予定※1	年度中の導入検討	年度以降の導入検討	導入時期未定
R6年4月1日 (全720本部回答)	500本部 (69.4%)	50本部 (6.9%)	15本部 (2.1%)	25本部 (3.5%)	130本部 (18.1%)
R5年4月1日 (全722本部回答)	348本部 (48.2%)	122本部 (16.9%)	47本部 (6.5%)	41本部 (5.7%)	164本部 (22.7%)

※1 年度当初予算に事業が計上されているなど導入がほぼ確実である消防本部

【国のシステムを利用した電子申請のイメージ】



1. 点検のデジタル化について
 2. 申請のオンライン化について
 - 3. 講習のオンライン化について**
 4. 免状のデジタル化について
-

火災予防分野における法定講習の一覧

講習名	実施主体	講習内容	オンライン化に関する取組
防火管理講習	・都道府県 ・消防本部 ・登録講習機関 【日本防火・防災協会】	火気管理の方法、防火管理に係る消防計画の作成方法等について	・登録講習機関（日本防火・防災協会）がオンラインによる新規講習を令和6年7月に実施予定。
防災管理講習	・都道府県 ・消防本部 ・登録講習機関 【日本防火・防災協会】	施設・設備の維持管理方法、防災管理に係る消防計画の作成方法について	・登録講習機関（日本防火・防災協会）が令和7年度中に実施予定。
自衛消防組織業務講習	・都道府県 ・消防本部 ・登録講習機関 【日本消防設備安全センター】	防災設備等に関する取扱い訓練、災害時における対応に係る総合訓練等について	・登録講習機関（日本消防設備安全センター）が検討中。 ・消防庁がオンライン講習の実施に係るガイドラインを作成し、講習実施機関に周知。 → 引き続きフォローアップを行い、取組を推進
防火対象物点検資格者講習	・登録講習機関 【日本消防設備安全センター】	消防法規、消防用設備等技術基準、防火対象物の点検要領等について	登録講習機関（日本消防設備安全センター）がオンラインによる再講習を実施しており、新規講習については検討中
防災管理点検資格者講習	・登録講習機関 【日本消防設備安全センター】	消防法規、地震等による災害の被害軽減対策の概論、防災管理対象物の点検要領等について	
消防設備点検資格者講習	・登録講習機関 【日本消防設備安全センター】	消防用設備等の点検制度、消防用設備等技術基準等について	
消防設備士講習	・都道府県 ・市町村長その他の機関 ・指定講習機関 【日本消防設備安全センター】	消防用設備等又は特殊消防用設備等関係法令、防火に関する他法令、工事・整備について	・令和6年3月1日、消防法第17条の10に規定する消防設備士講習に係る指定講習機関として、日本消防設備安全センターを指定。令和6年秋頃から講習を開始予定。 →P10参照

消防設備士講習のオンライン化について

経緯

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、消防法に基づく消防設備士講習についても、オンライン化を推進した。

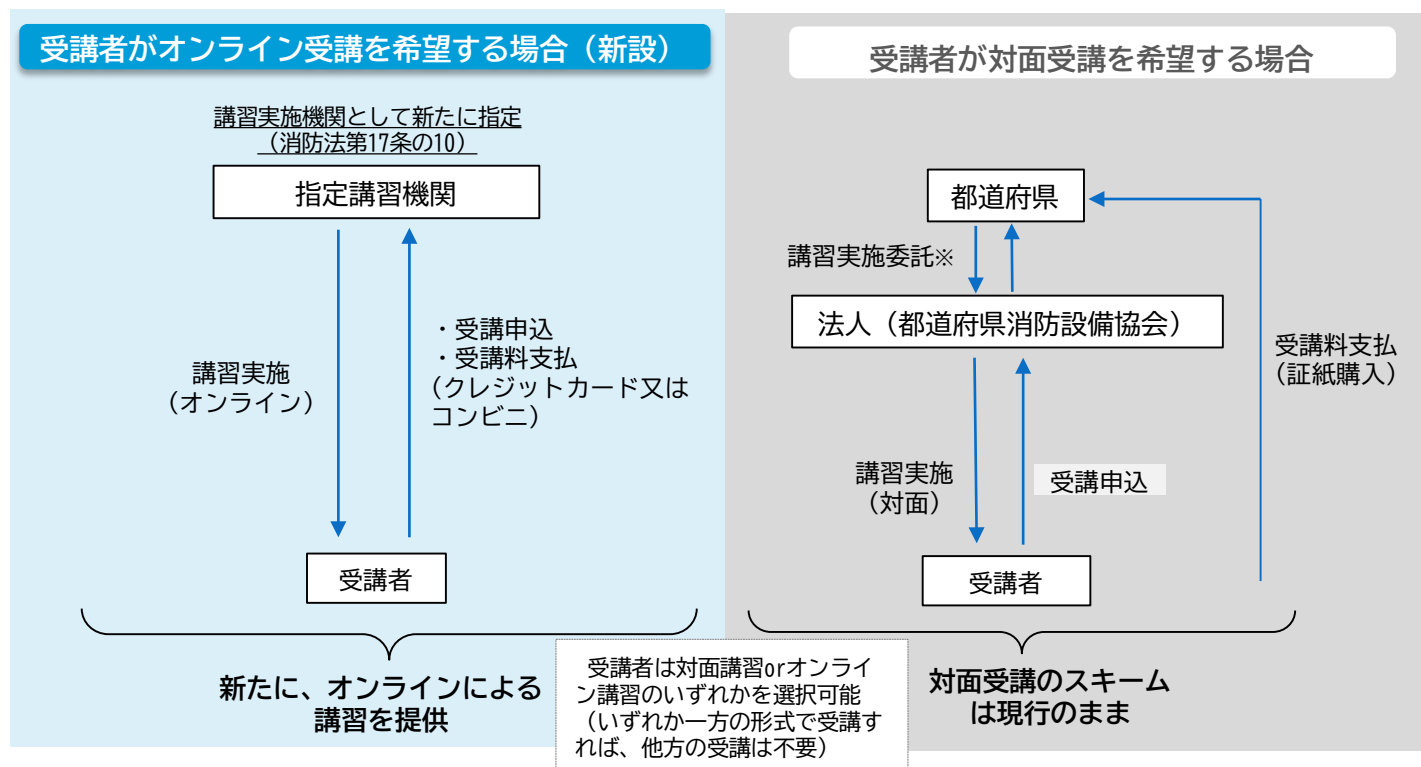
指定講習機関の指定

○オンライン化への対応として、オンライン講習を行う講習実施機関を新たに指定できるよう、令和6年1月に消防法施行規則等を改正し、消防設備士講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定した。

○令和6年3月1日に、消防設備士講習に係る指定講習機関として、「一般財団法人 日本消防設備安全センター」を指定した。

今後の予定

日本消防設備安全センターにおいて、消防設備士講習をオンラインにより令和6年秋から開始する予定。



1. 点検のデジタル化について
 2. 申請のオンライン化について
 3. 講習のオンライン化について
 4. 免状のデジタル化について
-

背景

規制改革実施計画における危険物取扱者免状のデジタル化の方針決定

- 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、「総務省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、危険物取扱者免状のデジタル化の実現等を検討し、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる」こととされた。

国家資格等の情報連携に関する新システムの開発・運用

- 令和6年度に、デジタル庁が、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムを開発。令和5年マイナンバー法改正等で既にマイナンバー利用事務に位置付けられた約80の国家資格等について、本年6月以降、同システムを活用したオンライン申請等が順次開始。
- 同システムの活用で、資格管理者等は、住民基本台帳ネットワークシステム等との連携により、申請者に添付書類を求めずとも申請情報の適正化が可能になり、資格所持者は、当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようになる（デジタル資格証）。

現状 及び 今後の方向性

- 消防設備士・危険物取扱者の免状作成業務は、一般財団法人消防試験研究センターが、免状事務を所掌する都道府県（自治事務）から単年度の委託契約を受けて実施しているが、免状の交付手数料は、都道府県が証紙等により申請者から直接徴収している。同センターにおける新規交付、書換え及び再交付の申請手続は書面にて行われ、カード式の免状を主に郵送にて申請者に送付している。
- 今後、申請者の利便性向上と免状の信頼性確保のため、都道府県の意見を聞きつつ、デジタル庁の新システムを活用したオンライン申請、手数料のキャッシュレス決済など、免状のデジタル化に向けて検討を進める。

【参考】点検のデジタル化の背景

(背景) アナログ規制の見直しに係る政府方針

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）抄

Ⅱ実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 7項目のアナログ規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦覧規制）及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置（令和6年6月まで目処）	総務省

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）抄

2. 見直しの基本的な考え方と取組方針

(1) 構造改革のためのデジタル原則

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務づける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含め、エンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国、地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

3. アナログ規制の見直し

(1) 法律、政令、省令への対応

調査会事務局（以下「事務局」という。）では、代表的なアナログ規制である目視規制、定期検査・点検規制、実施監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制（以下「7項目」という。）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される約5,000条項の法律、政令及び省令等の規定を洗い出し、（中略）「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。（以下略）

ii 7項目に関する法律、政令及び省令の見直し方針

事務局では、7項目に関する法律、政令及び省令等の規定として洗い出した約5,000条項のうち、約4,000条項については、（中略）それぞれの規制の類型や見直しの方針（中略）を確定させた。（別表1（方針確定リスト）参照）

(背景) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪問覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

（出典）（別紙）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（2022年6月3日デジタル臨時行政調査会）

(背景) 定期検査・点検規制の類型化

火災予防分野の 各種定期点検

規制等の内容概要	現在Phase	見直し後Phase（概要）	見直し完了時期
消防用設備等の定期点検	1-①	2（技術中立化、検査等の一部周期の延長等）	令和5年度4月～9月
防火対象物の定期点検	1-②	2（技術中立化）	令和5年度4月～9月
防災管理対象物の定期点検	1-②	2（技術中立化）	令和5年度4月～9月

【出典】 デジタル原則を踏まえた アナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会） ※消防庁で抜粋・加工

▼Phaseの考え方

PHASE 1

定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年1回」「月1回」「日1回」等と規定
②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
（第三者検査）

類型1

自らによる一定の基準への適合の判定
（自主検査）

類型2

実態・動向・量などの明確化
（調査・測定）

類型3

PHASE 2

デジタル技術の活
用による
規制目的の達成

人の介在が不要となる
忠実なアルゴリズム等
の技術の進歩

【新たな規制の在り方の検討】

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

【現行の規制の合理化】

- 現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

【民間の技術の積極的な活用】

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型1

類型2

類型3

PHASE 3

定期的検査・調査・
測定の撤廃

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）

例）高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）

例）遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長
例）高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定
規制の撤廃

常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

【出典】 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会） ※消防庁で抜粋・加工

【参考】点検の概要、法令根拠など

消防用設備等点検報告制度（概要①）

消防用設備等点検制度の趣旨・目的

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。（昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。）

根拠法令等

消防法第17条の3の3（抄）

第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

消防法施行規則第31条の6（抄）

法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内に消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

点検の種類と期間（平成16年消防庁告示第9号）

機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い半年に1回実施する点検。

- ①消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- ②消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- ③消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い年に1回実施する点検



点検基準

（昭和50年消防庁告示第14号）※次頁参照

消防用設備等毎に消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書の点検票が定められている。

点検要領等

（平成14年6月11日付け消防予第172号）※次頁参照

消防用設備等毎に点検方法、判定方法が定められている。

消防用設備等点検報告制度（概要②）

<点検基準>

◆昭和50年消防庁告示第14号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。

- 1 消火器具の点検の基準及び点検票 別表第1及び別記様式第1
- 2～36（略）

<点検要領>

◆平成14年消防予第172号（消防用設備等の点検要領の全部改正について）別添（略）



【点検基準・点検要領（一部抜粋）】

設備名	点検基準 （設備が適正な状態であることを確認するための基準が定められている。）			点検要領 （設備が適正な状態であることを確認するための点検方法・判定方法が定められている。）	
	点検項目		確認事項（適正な状態）	点検方法	判定方法（抜粋）
消火器	(1) 設置状況	イ 設置間隔	防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であること。	目視又は簡易な測定により確認する。	防火対象物又は設置を要する場所の各部分から、一の消火器に至る歩行距離が20m以下、大型消火器にあっては30m以下となるように配置してあること。
屋内消火栓設備	(1) 水源	ア 貯水槽	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
		イ 水量	規定量が確保されていること。	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。
自動火災報知設備	(2) 受信機及び中継器	オ 電圧計	変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。	目視及び計器等により確認する。	・変形、損傷等がないこと。 ・電圧計の指示値が所定の範囲内であること。
非常警報設備	(1) 非常電源（内蔵型）	エ 切替装置	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		オ 充電装置	変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
誘導灯	(1) 誘導灯 イ 非常電源	(ウ) 機能	正常であること。	非常電源に切り替えて目視により確認する。	・不点灯、ちらつき等がないこと。 ・定格の時間、非常点灯するかを確認する。

防火対象物点検制度（概要）

防火対象物点検制度の趣旨・目的

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対して、消防法令により義務づけられている火災の予防上必要な事項について防火対象物点検資格者による技術的な観点からの定期点検を義務づけ、その結果を消防機関に報告させることにより、管理権原者による防火管理業務の消防法令への適合を確保するもの。



根拠法令等

消防法第8条の2の2

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対して、当該防火対象物が消防法に関して総務省令で定める基準に適合しているかどうか、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）による火災予防点検を義務づけるもの。点検が必要となるのは、消防法第8条第1項による防火管理を義務づけられる防火対象物のうち、火災予防上必要があるものとして政令で定めるもの。

消防法施行令第4条の2の2

政令で定めるものとは、施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物で次の1、2に掲げるもの。

- 1 収容人員が300人以上のもの
- 2 施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階（一階及び二階を除く）に存する防火対象物で当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていないもの

消防法施行規則第4条の2の4

法第8条の2の2第1項の規定による点検は、1年に1回行うものとする。

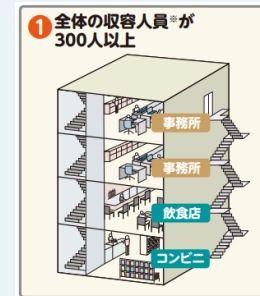
消防法施行規則第4条の2の6

総務省令で定める基準として、10項目を列記。

（防火管理者選任（解任）届出書等の有無、避難上必要な施設の適切な管理、防災対象物品の表示の有無等）

消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成14年消防庁告示第12号）

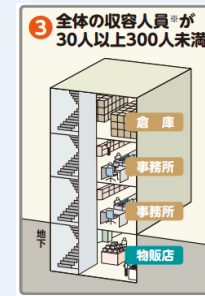
規則に規定する10項目の一部について、更にその細目を規定。



1に該当



2に該当



施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イに該当する用途

上記以外の用途

各項目ごとの点検要領等を定め、通知した

点検要領等

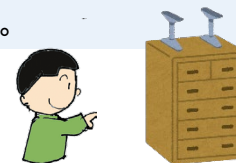
消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について（平成14年12月13日付け消防安第125号）

上記規則、告示で定める項目について、立ち会い、書類確認、聴取、目視確認といった検査手法を用いた点検要領を通知。

防災管理点検制度（概要）

防災管理点検制度の趣旨・目的

一定の用途、規模の防火対象物の管理権原者に対して、地震等、火災以外の災害時に必要な事項について、防災管理点検資格者による技術的な観点からの定期点検を義務づけ、その結果を消防機関に報告させることにより、管理権原者による防災管理業務の消防法令への適合を確保するもの。



根拠法令等

消防法第36条

消防法第8条から第8条の2の3までを読み替え
「防火管理者」⇒「防災管理者」等

消防法施行令第46条

消防法第36条の政令で定める建築物その他の工作物は、政令第4条の2の4の防火対象物とする（自衛消防組織を設置しなければならない対象物と同義）。

消防法施行規則第51条の14

消防法施行規則第4条の2の4の規定を準用する。
（点検は、1年に1回行うものとする。）

消防法施行規則第51条の14

総務省令で定める基準として、5項目を列記。
（防災管理者選任（解任）届出書等の有無、避難上必要な施設の適切な管理等）

消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理者対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成20年消防庁告示第22号）

規則に規定する5項目の一部について、更にその細目を規定。

点検要領等

消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領について（平成21年1月26日付け消防予第37号）

上記規則、告示で定める項目について、立ち会い、書類確認、聴取、目視確認といった検査手法を用いた点検要領を通知。

対象用途

共同住宅（5）項口
格納庫等（13）項口
倉庫（14）項口 } 以外の全ての用途



規模

- ① 階数が11以上の防火対象物
延べ面積10,000㎡以上
- ② 階数が5以上10以下の防火対象物
延べ面積20,000㎡以上
- ③ 階数が4以下の防火対象物
延べ面積50,000㎡以上
- ④ 地下街
延べ面積1,000㎡以上

※ 複合用途の場合は、共同住宅、格納庫等、倉庫部分を除いた規模

各項目ごとの
点検要領等を定め、
通知した